調達管理番号・案件名
26a00725_東アジア・東南アジア地域（広域）金融・財政分野におけるAI活用に向けた情報収集・確認調査（QCBS－ランプサム型）

質問と回答は以下のとおりです。

2026年10月9日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	企画競争説明書の「4.資料の配布」	資料のダウンロードについて記載がありますが、PARTNERで確認したところ、「本案件の配布資料はございません」とありました。該当案件では参考資料はないという理解で合っていますでしょうか。	本件、公開資料のみとなり配付資料はございません。
2	12	（6）現地調査の計画・実施および簡易GAP分析（対象3か国）	「現地調査の実施後、モンゴル、ベトナムへの追加の現地調査を実施する。」とあるが、これは、現地調査を実施した後、再度訪問することになっています。この現地調査の目的はJICAによる支援の方向性を現地カウンターパート機関と議論するためである理解で相違ないか。また、この再訪があるために、モンゴル、ベトナムへの訪問は2回に分けていく必要がある理解で相違ないか。その際、現地訪問が必須なのか、場合によりオンラインでの実施など含めた選択肢はありうるか。	2回目の現地調査については、追加で必要となる情報収集や、1回目の渡航では実施できなかった調査を行うことを主な目的としております。また、支援の方向性が見えてきた場合には、その具体的な内容について2回目の現地調査で意見交換いただくことも想定しております。現地渡航の代わりにオンラインで現地調査を実施いただくことも可能です。ただし、オンラインでの実施で成果が十分達成できる理由をプロポーザルでご記載ください。
3	12	現地アポイントメント取得に関するJICA殿の協力範囲	現地調査（モンゴル・ベトナム・インドネシア）における政府機関・中央銀行・財務省等へのヒアリング実施にあたり、①JICA事務所による先方政府への調査趣旨の事前説明・依頼レターの発出、②面談先の紹介・アポイント調整支援、③JICA職員の面談同席（「同行する可能性」との記載の具体的な範囲）について、想定される協力内容をご教示ください。	現地面談先へのアポイントメントは基本的に受注者に主導していただきます。省庁へのアポイントメント取得に困難が生じた場合は、JICA担当職員にご相談ください。面談依頼用のレターについては受注者からのご依頼に応じて作成いたします。面談先への調査趣旨のご説明は基本的に受注者に行っていただきます。JICA職員の面談同席は都度判断させていただきますが、省庁との面談には可能な範囲で同席する想定です。
4	12	現地調査の回数について	特記仕様書案 第4条（6）において、現地調査の実施回数はモンゴル・ベトナムが各2回、インドネシアが1回と想定されています。インドネシアのみ1回とされている背景や考え方（追加調査の位置づけ、既存情報の蓄積状況等）についてご教示ください。	現時点では、現場ベースでニーズの確認が進められているため、本調査でのインドネシアへの渡航は1回としています。案件開始後、状況に応じて渡航追加のご相談をさせていただく可能性があります。追加調査では追加で必要となる情報収集や、1回目の渡航では実施できなかった調査を行うことを主な目的としております。

5	18	現地再委託の範囲	第3章 プロポーザル作成に係る留意事項において、「現地再委託は想定していません」との記載がありますが、以下について、本業務における取扱いをご教示ください。 a. 現地調査に伴う補助的役務（通訳・翻訳、ヒアリング日程調整、車両手配、現地資料収集等）を現地の個人・法人に外注し、直接経費で計上することは可能でしょうか。 b. 上記が可能な場合、成果品の作成に関わる分析業務を伴わない範囲に限る等、許容される範囲の目安はございますでしょうか。	a. はい、可能です。それらの役務は現地再委託には該当せず、一般業務費から支出されることとなります。 b. 一般業務費を含む直接経費の費目構成と内容については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/_icsFiles/afieldfile/2026/09/29/20260903KeirishoriGL.pdf）をご確認ください。現地コンサルタントや通訳等を採用される場合は特殊傭人費から支出できます。特に業務範囲の制限はございませんが、現地で特殊傭人や調査補助員を相当規模活用する場合はプロポーザルの要員計画で活用方法をご記載いただくこととなります。
6	18	2. 業務実施上の条件　2）渡航回数の目途	渡航回数の目途は延べ20回とあるが、これは各訪問に4名ずつ、3か国で5回の渡航を行う計算から来ている数字か。例えば1回あたりの渡航における訪問者の数を調整することは可能か。	公示書に記載あります通り、渡航回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。また、渡航要因についても提案を妨げません。そのうえで、発注者と最終的には契約交渉・契約締結後の0号打合簿にて渡航要員に関して合意を得るものといたします。
7	18	現地専門家（個人）の位置づけ	調査対象国の政府・金融当局の事情に精通した現地在住の個人専門家を、業務従事者（評価対象外）として配置することは可能でしょうか。可能な場合、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」における「補強」または「外国籍人材」としての扱いとなりますでしょうか。	業務従事者の配置は、ガイドラインに記載される業務主任者の所属や外国籍人材・補強人材の配置上限等の条件に合致する限り、競争参加者に自由にご提案いただけます。ガイドラインにございます通り、「補強」は自社と雇用関係のない業務従事者の配置を指します。なお、配置を予定されている業務従事者のご所属先と共同企業体を組成する方法もございます。「外国籍人材」を業務従事者とすることは、ガイドラインで示す外国人材配置の上限を超えない限り、妨げるものではございません。

以上